別表1 (第3条関係)

設備の要件

補助対象事業	補助対象要件		
1 住宅用太陽	ア 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系		
光発電設備設置	するもの		
	イ 太陽電池モジュールについては、一般財団法人電気安全環境研究		
	所の認証を受けているもの、またはそれに準じた性能認証及び安全		
	性認証を受けているもの		
	ウ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって、確保さ		
	れているもの		
	エ 新設する未使用品であるもの		
	オ 補助金の交付決定日以降に着工するもの		
	カ その他設置に関して法令等に適合しているもの		
2 住宅用蓄電	ア 発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変		
池等設備設置	換装置(インバータ、コンバータ等)で構成される一体の装置であ		
	り、住居部分に電力を供給するために設置されるもの、又は次世代		
	自動車振興センターにおいて、補助対象設備となっているもの イ JIS 規格若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているも の又は第三者認証機関により認証されたもので、蓄電容量の合計が		
	1 kwh 以上であるもの		
	ウ 新設する未使用品であるもの		
	エ 補助金の交付決定日以降に着工するもの		
	オ その他設置に関して法令等に適合しているもの		

別表第2 (第4条関係)

補助対象経費及び補助金額

事業	補助対象経費	補助金額
1 住宅用太陽	太陽光発電設備設置費	発電システムを構成する太陽電池モジュー
光発電設備設置	(工事費を含む)	ルの JIS などに基づく公称最大出力値もし
		くはパワーコンディショナーの定格出力の
		合計値の低い方(単位は kw とし、小数点第
		3位未満を切り捨てる。) に4万円を乗じて
		得た額(千円未満を切り捨てる。)とし、上
		限額を1件当たり20万円とする。
		※太陽光発電設備の補助金の算定に用いる
		「設備容量」は、「太陽電池モジュール(太
		陽光パネル)の JIS などに基づく公称最大
		出力の合計値」と「パワーコンディショナー
		の定格出力の合計値」の低い方を kW 単位で
		小数点第3位までを切り捨てた値とする。
2 住宅用蓄電	住宅用蓄電池設置費	(1)定置用蓄電池
池等設備設置	(工事費を含む)	容量 (単位は kwh とし、小数第3位までを切
		り捨てる。)に4万円を乗じて得た額(千円
		未満を切り捨てる。) とし、上限額を1件当
		たり40万円とする。
		(2)V2H 充放電設備
		次世代自動車振興センターが行う V2H 充放
		電設備補助金の補助対象設備とし、補助金額
		は、以下①、②のいずれかの少ない方とし、
		上限を1件当たり30万円とする。
		① 次世代自動車振興センターが行う V2H
		充放電設備補助金において銘柄ごとに定め
		る補助金交付上限額 (補助率 1/2 分) に 0.4
		を乗じた金額
		② V2H 充放電設備の機器の購入費 (税抜)
		に 0.2 を乗じた金額

※国その他の補助金等の収入がある場合は、その額を控除する。(千円未満を切り捨てる。)

別表3(第6条関係)

- 1 暴力団(本山町暴力団排除条例(平成23年3月22日条例第3号。以下「暴排条例」 という。)第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同 条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談 役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する 社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められ る者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有 する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義を持ってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供給する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は 第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。